

令和 8 年度国民健康保険人間ドック助成事業 人間ドック申請後の流れについて

郵送、窓口または電子申請システムで申請書を提出

市で国民健康保険税の納付状況を確認後、未納がなければ 4 月中旬以降に順次、「決定通知書」と「代理受領委任状」を送付します。

【注】代理受領委任状は受診時に必要です。なくさないようにしてください。

上越医師会(上越地域総合健康管理センター)
上越総合病院、けいなん総合病院、新潟縣健康管理協会、新潟県労働衛生医学協会、新潟県けんこう財団 を希望された方

受診予定日の 1 か月前までに健診機関から健診関係書類が送付されますので、受診日を確認してください。受診日に関することは、健診機関へ直接お問い合わせください。

新潟県立中央病院 での健診を希望する方
市からの決定通知書到着後、健診機関へ連絡し、受診日を予約してください。

・新潟県立中央病院
025-522-7711(10時~15時)
予約後、病院から健診関係書類が送付されます。

当日の持ち物(共通)

- ①加入している健康保険の資格が確認できるもの
(マイナンバーカードまたは資格確認書など)
- ②健診機関から送付された書類
- ③健診費用
- ④市から送付された「代理受領委任状」

受診後、健診費用から市が助成する 10,000 円を除いた額をお支払いください。

※40・50・60 歳及び 70 歳以上(令和 9 年 3 月 31 日現在)の方は、特定健康診査料金(1,500 円)が無料になるため、11,500 円を差し引いた額をお支払いください。

受診後、健診費用から市が助成する 10,000 円を差し引いた額をお支払いください。

【裏面もご確認ください】

【問合せ先】

上越市国保年金課国保給付係
電話:025-520-5715
〒943-8601 上越市木田 1-1-3

《 ご注意ください 》

1.人間ドックの助成対象

受診当日に上越市国民健康保険に加入されている方

2.人間ドックと特定健康診査の重複受診はできません

人間ドック健診と特定健康診査は検査項目が重複しています。
重複受診が分かった場合は助成した費用を返還いただく場合があります。

3.令和 8 年度に 75 歳を迎えられる方

74 歳(誕生日前)までの受診
<国民健康保険での受診>

75 歳(誕生日以後)での受診
<後期高齢者医療での受診>

①市へ申請する。

①健診機関を予約後、市へ申請する。

流れ

【 共通 】

②市への申請後

・市から決定通知書が送られてくる。

③健診機関から書類が送られてくる。

④人間ドックを受診

(窓口で助成額 10,000 円を差し引いた額を支払う)

⑤健診機関から健診結果及び市から生活習慣病に関する結果が送付される。

⑤健診機関から結果が送付される。

4.県立中央病院をご希望の方

- ・決定通知書到着後に、ご自身で受診日の予約をしてください。
- ・詳しくは、表面の「県立中央病院を希望の方」に記載されている受付時間内に連絡してください。

* 人間ドック助成事業は市議会 3 月定例会の予算議決後決定されます。